

第3回障害者専門分科会（H28.8.5）

【事務局】 ただ今から、第3回福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会を開催いたします。私は福岡市保健福祉局障がい者部長の平田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、まだちょっとお揃いではございませんけれども、委員総数 22 名のうち現時点で 16 名の出席をいただいておりますので、過半数の要件を満たしております。福岡市保健福祉審議会条例の規定により、本専門分科会は成立していることをご報告いたします。なお、本日は保健福祉局長と保健福祉局の理事が所用のために欠席でございます。大変申し訳ございません。

また、福岡市情報公開条例によりまして本専門分科会は原則公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず委員の皆さまに事前に配布いたしました資料の確認をさせていただきます。委員名簿、座席表、これは後ほどちょっと差し替えをさせていただきます。それと資料 1、これまでご提案をいただいた意見について、これについても差し替えをさせていただきます。それと資料 2「平成 28 年度福岡市障がい児者等実態調査調査票(案)」でございます。以上が事前にお配りしたものでございます。

また本日配布資料といたしまして、お手元のほうに会議次第と座席表の差し替え分、8 月 5 日配布資料と書かれました座席表が最新でございます。それと資料 1 につきましても 8 月 5 日配布資料というのをお手元にお配りしております。これまでご提出いただいた意見について、こちら 8 月 5 日配布分を配布資料の差し替えとして使わせていただきます。

それと新たに資料 3 といたしまして、「平成 28 年度福岡市障がい者保健福祉専門分科会スケジュール(案)」というのをお配りしております。

それでは本日の会議次第についてご説明いたします。お手元の会議次第をご覧ください。今回の議事につきましては「平成 28 年度福岡市障がい児者等実態調査の実施について」と、この 1 件でございます。それではこれより先、会の進行につきましては吉良会長にお願いしたいと思います。吉良会長、よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは本日の議事を始めさせていただきたいと思います。委員の皆さまにはどうぞよろしくお願いいたします。

最初の議題は「平成 28 年度福岡市障がい児者実態調査の実施について」、事務局のほうからご説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】 障がい者在宅支援課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

「平成 28 年度福岡市障がい児者等実態調査の実施について」のご説明をいたします。資料 1 の、本日お配りした修正版のほうをご覧ください。前回の専門分科会や意見提出シート、それから地域生活支援協議会の委員からいただきましたご意見をまとめた資料でございます。当日に修正が入りまして大変申し訳ありませんけれども、本日はこちらの資料に基づきまして、前回の専門分科会でご提示いたしました原案を修正したところを中心に、ご説明をいたします。

説明では実際の修正案をご覧くださいながら進めたいと思いますので、資料 1 と合わせて資料 2 のほうも開けるようにご準備いただけたらと思います。随時、該当ページにつき

ましてはご案内をいたします。

それではまず資料 1 の 1 ページ目、回答しやすさや回収率向上に関することについてのご意見をまとめたところがございますが、右側の「議事・質問への対応と回答等」の欄をご覧ください。ご意見を受けまして修正を加えた部分につきましては丸の 1 つ目のところなのですが、アンケートの表紙部分に問い合わせを促す一文や設問数の記載を追加いたしております。これはご意見の番号の 2 番、3 番の「個別支援も対応可能であることについての記載」とか、それから 13 番の「質問数を示しておく」ことなどについてのご意見を受けたものです。

具体的には資料 2 のほうをお願いしたいんですが、資料 2 の①が身体障がい者用ですが、ここで説明させていただきます。表紙の赤字の部分で下から 4 行目の一文、「ご遠慮なくお問合わせください」というところ、それからその 5 行ぐらい上にまた赤で「質問は問 45 まであります」とか、こういった部分を加えております。これは基本的に他の種別のアンケートについても共通の対応でございまして、例えば②のところは知的障がい者用で、知的障がい者用のところは少し説明が長くなっているのが表紙の裏側のところと同じように書いています。以下、同じような形で表紙のところこういったものが入っているというところでございます。

資料 1 の 1 ページにお戻りください。その他のご意見につきましては、先ほどの右側の欄の 2 つ目以降の丸ですけれども、次回の調査の検討課題とさせていただいたり、今回調査の実施のときに対応を検討してまいりたいと考えています。

それでは資料 1 の 2 ページをお開きください。「重複障がい児・者や医療的ケアが必要な重度者に関する調査について」とありますが、これにつきましては右側の対応欄のところですけれども、今回の調査が主に障がい者全体の傾向を把握するための調査であることや、サービスの見込み量等を示すことを目的とした実施計画向けの調査であることなどから、設問の追加については見送らせていただきたいというふうに考えております。

また、集計の段階で対応できるものについては、その際に工夫させていただきたいと思っております。また、施策の方向性にかかる内容については、次回調査に向けての検討課題とさせていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

3 ページのほうをお願いします。まずは「夜間の介護実態等に関する調査について」のところですが、番号 24～27 についてが夜間の介護実態、過ごし方などについてのご意見でございます。27 番で具体的なご提案をいただいておりますので参考にさせていただきます。深夜帯に必要な対応についての問いを追加しております。

また、ご意見の 28、介護者の健康状態を聞いておくことが今後の参考になるのではとのご意見でございます。これにつきましても問いを追加しております。具体的には先ほどの資料 2 の①の 3 ページをお開きください。一番下の問 8 とその上の問 7-2 のところが具体的に追加をした設問になりますので、ご確認をお願いします。

これも基本的に他の種別の調査と共通の修正を行っております。それぞれ見ていただければいいんですけれども、資料 1 に戻って 3 ページの右のほうですけれども、知的障がい者調査、これは資料 2 の②の 3 ページ、児童の調査では③の 4 ページという具合に記載しておりますので、そちらを参考にいただければと思います。

それでは資料 1 の 3 ページを続けてまいりますけれども、次に就労関係についてです。

これにつきましてはいただきましたご意見を総合的に検討させていただきまして、今後の重要な動きとして、平成 30 年 4 月から法定雇用率の算定基礎に発達障がい者を含む精神障がい者が加わるということを踏まえまして、仕事を続けていく上で困っていることの間いを発達障がい児者調査にも加えるという案でご提案をさせていただいております。該当ページは資料 2 の⑦、10 ページの間 21-1 というのを追加しております。

次に防災関係についてです。資料 1 のほうですが、ここも検討の結果、施策の方向性にかかる内容であること、また現在、制度を変更途中であるということで、これにつきましては次回調査の検討課題とさせていただきたいと思っております。

それでは資料 1 の 4 ページをお願いします。ここはそのほか全般的な内容について、いろいろご意見およびご質問をいただいたことにつきましての対応でございます。原案を修正いたしますところにつきましては、まず 35 番のご意見ですが、「障がい支援区分の反映はできないのか」というご趣旨です。これについては資料 2 の①の 1 ページで、従来から障がい者手帳の状況をお聞きする設問がございましたので、ここに障がい支援区分の状況、それから併せて介護保険の要介護認定の状況についてお聞きする項目を追加いたしております。問 4 の④⑤というところです。これにつきましては知的障がい者、それから難病患者調査のほうも同様に項目を追加しております。

それから精神障がい者調査につきましては、病院スタッフ向けの調査に障がい支援区分の有無を聞く設問を追加しております。該当ページはそこに記載しておりますとおりで、後ほど確認をしていただければと思います。

資料 1 の 4 ページを続けますけれども、36 番のご意見で、相談窓口に関する問いの中の「障がい者 110 番」の説明が不十分ではないかのご指摘ございました。おっしゃるとおり、今年度から障害者差別解消法の施行に合わせまして「障がい者 110 番」に差別に関する相談窓口を設置しているのですけれども、その説明が抜けているということでございまして、これにつきましては文言を修正させていただきました。具体的には資料 2 の①、17 ページです。これも他の調査に共通するところでございます。

資料 1 のほうですけれども、5 ページでございます。ここからはそれぞれの種別の調査に対しましてご意見をいただいたものでございまして、このページ以降、それぞれの調査種別ごとに対応を整理させていただいております。ただ、いただいたご意見は他の調査にも関係する場合がございますので、その場合はそれぞれ別の調査も併せて修正を行っているというところでございます。

まず身体障がい者調査についてご意見をいただいたもので、50 番についてでございます。相談に関する設問について、身体障がい者調査で回答をいただく方の中には重複障がい療育手帳をお持ちの方が多数おられますが、その方々が利用される相談窓口としては各区に設置しております知的障がい者相談支援センターが多いと想定されますのに、設問の項目がない、回答に困るのではというご指摘がございまして、ご指摘のとおりというふうに思います。それで精神障がい者相談支援センターと併せて、知的障がい者の相談支援センターの項目を加えるという修正案でございます。該当ページは資料 2 の①の 18 ページになります。

次にご意見の 51 番についてでございます。性別をお聞きする問いについて、性的マイノリティへの配慮が欠けているというご指摘がございました。資料 2 の①の 1 ページをお

願いたいと思うんですが、いろいろ検討いたしました結果、米印で赤の字で書いている一文を加えるという修正を行いたいと思います。これにつきましては他の調査も同様に男女のところを聞くところがございますので、同様の対応をしているところでございます。先ほどの修正した部分をちょっと読み上げますけれども、問 1 のところです。「性的違和を感じている方は、あなたの感じている性に丸を付けてください」という形で性的マイノリティの方への配慮をしたいと考えております。

次はご意見の 53 番でございます。視覚障がい者の外出の状況を踏まえた選択肢を追加する必要があるとのご指摘でございまして、その選択肢を追加しております。該当ページは資料 2 の①の 4 ページ、問 11 で 5「単独での外出、家族・ガイドヘルパーなどの介助の併用」といったものを追加しているところでございます。

それから 55 番につきましては、外出の際の困難について近年社会問題となっている歩行者や自転車のマナーに関する問題についてのご指摘でございまして、障がいのある方にとりまして大変深刻な問題でございますので、選択肢を追加いたしております。該当ページはそこに書いてありますとおりでございますが、先ほどの資料 2 の①の 5 ページです。13 の「歩行者や走行自転車のマナーの悪さ」というのを付け加えております。

次の 56 番 57 番はコミュニケーションに関する設問でございます。56 番では利用しているツールとして最近進んできているスマートフォン等の利用の選択肢を加えること、それから 57 番は、コミュニケーションで困っていることとして視覚情報の不足に関する選択肢の追加等についてのご意見で、その旨の追加を行っております。これの該当ページは①の 6 ページです。問 14 で 8 番の「パソコンやスマートフォン・携帯電話の利用」という選択肢を追加。それから問 15-1 の 6 番で「写真や図表などの視覚情報の説明がされていない」といった選択肢を加えるようにしております。

59 番につきましてはサービスに関する設問に対する意見で、同行援護と日常生活用具に関するサービス内容の説明が不十分とのご指摘でございまして、文言の修正を行っております。それから 60 番につきましても、設問の趣旨が不明瞭とのご指摘がございまして、これも少し分かりやすいようにということで文言の修正を行っております。こちらはまた後で確認をしていただければと思います。

それでは資料 1 の 6 ページをご覧ください。62 番 63 番につきましては、差別を受けたり嫌な思いをした経験 1 について、あるいは人権上問題があると思われることについての問いで、役所の窓口で不適切な対応を受けたというような選択肢がないというご指摘でございました。福岡市の障がい者差別禁止条例を作る会で実施されました差別の実態調査でも事例が挙がってきていた問題でございますので、選択肢を追加いたしております。①の 21 ページの間 38-1 の 6 ですね。「役所の窓口に行ったとき、職員の対応で不愉快な思いをした」というものと、問 39 の 9 番の選択肢で「役所の窓口において不当な扱いを受けること」といったものを追加いたしております。

64 番につきましても、行政に力を入れて欲しいことについての問いについて、行政自身のバリアフリー化等に関する選択肢がないというご指摘でございました。その趣旨の選択肢を追加しているところでございます。これは①の 23 ページ、問 40 の 13「行政自体の設備や手続きなどを含めたバリアフリーの推進」という選択肢を追加しております。

次に、身体知的障がい児調査についてのところをお願いします。資料 1 です。67 番のご

意見は、子どもの親御さんにぜひ「お子さんの将来のためにお子さんと話し合いながらお願いします」という文章を最初の表紙のところにあっても良いのではないかとというご意見でした。調査へのモチベーションを上げることにつながると思いますので、資料 2 の③が児のほうの調査ですが、表紙の下段の「記入にあたってのご注意」のところに書き加えてあります。読みますと「この調査票は、あて名のお子さんの保護者の方がお答えください。お子さんの将来のために、お子さんとも話し合いながらお答えください」という形で加えてあります。

70 番、72 番につきましては、設問の流れや選択肢の文言の修正のご意見で、設問の順番を変えたりそういった修正をいたしておりますので、後でご確認ください。

資料 1 の 7 ページをお願いいたします。精神障がい者調査のスタッフ用についてのところがございますが、75、76 番につきましてのご意見に基づきまして、現在の病状の程度についての選択肢の文言の修正と、本人が抱えている問題について「郵便物の管理」等の選択肢の追加を行っております。該当ページは資料 2 の⑤の 5 ページです。問 18 のところが「重度」「中等度」「軽度」と、ご意見に沿って変更させていただいております。それから郵便物の管理等の選択肢の追加は問 19 のところで、問 19 の 9 番に「郵便物の管理」、14 番に「公共交通機関の利用」、15 番「役所などでの手続き」といった選択肢を増やしております。

次に精神障がい者調査（通院本人）の分でございます。まずは 77 番、78 番のご意見に基づきまして、日中の過ごし方については「図書館や博物館など」、それから外出するときの不便・困難については「ICカードの使い方が分からない」などの選択肢の追加を行っております。⑥の 2 ページ、問 5 の 7 番のところで「図書館や博物館、商業施設などで過ごす」といったもの、それから 3 ページの問 7 の 6 番で「ICカードの使い方が分からない」というものを追加しています。

また、80 番の成年後見制度の利用状況についてのご意見についての設問ですが、これもご意見に基づきまして追加をしているという状況でございます。これは④で問 12-1 を追加しているところでございます。

次にまいります。発達障がい児・者調査についてでございますが、85 番の就労関係のご意見に基づきまして、仕事を続けていく上で困っていること等の有無についての設問を復活し、その具体的悩みについての問いについては、自由記述から選択肢に変更して復活しております。ここにつきましては、先ほど就労支援のところでご説明した内容と同じです。資料⑦の 10 ページです。問 21-1 がもともと自由記述だったところを、今までのデータからこういった選択肢を作っているということでございます。

最後に、資料 1 の 8 ページをご覧ください。難病患者調査についてでございます。ご意見につきましては、今回修正等を実施するには検討時間も含めて少し荷が重い内容でございましたので、今回の実施状況等を踏まえまして、次回等の調査の検討課題とさせていただきたいと考えております。ただ、右の欄の「対応と回答」の 2 つ目の丸の修正案につきましては、事務局のほうで気づきましたところで修正をいたしております。資料 2 の⑧の 2 ページをお願いします。問 5 の文言の修正、「特定疾患」を「指定難病」へという修正、それから 9 ページ問 22 の仕事を探した方法についての問いで、4 番目のところで「福岡県難病相談支援センター」の選択肢を追加しているところでございます。

原案の修正につきましてのご説明は以上でございます。今回、たくさん貴重なご意見をいただきまして、おかげをもちまして障がいのある方の立場から見て実情に合った答えやすい設問や選択肢への修正、あるいは時代の変化に合わせた設問の修正など、大変有意義な修正が行なわれたのではないかと考えております。いろいろまたお気づきの点があるかと存じますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

【会長】 今詳しいご説明がありましたが、何か委員の皆さんのほうでお気づきの点がございましたらお願いします。どうぞ。

【委員】 まず最初に、前回の会議からいろんな意見をよく取りまとめて誠実に対応をしていただき、感謝申し上げます。

私のほうから、大きく2つご質問があります。今回の質問への回答でまず1つ目に、全体的な調査目的として、施策の方向性については別の計画で別途調査する、あくまでも現状把握や大まかな傾向を調べるということ確認が取れたんですが、そうすると身体障がいの設問の中だと、問25「サービス・事業」の中で、利用の対象や範囲の拡大などを図るべきだと思うというような質問は、どちらかというと施策の方向性を問うようなことに繋がるのではないかと思いますので、これは削除したほうがよいのではないかと。

それから最後の、これも身体障がいの質問紙で問40、43、44、45といった自由記述のところは、特に43の「親亡きあとの子どもの問題」だとか44の「選択と集中」といったところは施策の方向性に大きくかかわる問いかけのような気がしますので、問45の施策全般について現在の福岡の取り組みについて自由記述というふうに簡素化したほうがよろしいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

【会長】 いかがでしょうか、福岡市のほうで。

【事務局】 問25のところですけれども、なかなか削除する勇気がなかった気がします。利用対象範囲の拡大、いろいろ今思われているところがあるのかなと。それについて、大まかに言えば事業の量とかを計るのですが、それに関連することもあるのかなというのもあって、落とすまではしてなかったというところなんです。この辺はこの専門分科会でご議論いただければと思います。

それから自由記述のところは、確かに矛盾するのですけれども、保健福祉総合計画の肝にあたる部分について、その直後の皆さんのご意見を聞いておきたいというのがございまして、ここは自由記述ですので、本当に書いていただける人の意見だけでも聞けたらという思いで入れています。

【委員】 分かりました。ありがとうございました。

【会長】 それでは問25ですけれども、施策にかかわることではありますけれども、いかがですか。残してもいいような気がしますけれども、何かご意見ございますか。

【委員】 いろいろと前回の項目を取り入れていただいて本当にありがとうございます。今の質問の中で25番というのがありましたけれども、25、26、27のところですが、同じような質問ですけれども、知的障がいの問24、25は同じでしょうか。

【会長】 一緒ですね。

【委員】 そしたらまず問27の中に、知的障がいの15ページですけれども、「昼間の介護を頼める人がいること」や「夜間の介護を頼める人」、3番「食事や掃除、洗濯などの家事の手伝いを頼める人がいること」というのが、自宅や地域で生活するためのどのような

条件が必要だと思いますかというところで尋ねているんですけど、これはサービス以外のものを尋ねようとしているんですかということで、そこをまずお尋ねしたい。

そうすると今問題になった問 24 のところに、福祉サービスの利用についてお尋ねされていますよね。この利用意向の中に「利用したくない」という項目があります。これって、実際使われる人の中で現実的な質問かというところがあると思います。

サービス利用するときに、利用したいけれども実際の供給が間に合っていないという分野があって、そこが一番問題点ではないかと私は思っております。例えばこの中で「行動援護」とか、実際に需要と供給が間に合っているのかどうか。「そういうところを利用したいけれども利用できない」という項目だったらものすごく理解できるのですけれども、例えば「利用したくない」とか、「利用したい」というのは「いずれ利用したい」設問なのか、それとも「今利用したい」設問なのかという、「今後利用したい」ですから先の設問なのかも分からない。

ここの問 24~27 にかけての設問というのは、もう少しねらいを持って項目というものを、前回のときにこのことは挙げておくべき内容でしたけれども、今回じっくり見て、ここの項目が実際にアンケートを書く側になったときに、とてもここの表現が引っかかりました。この辺が重なり合っていて、何をねらいとしているのか。本来調べることが福祉サービス計画ならば、本当に利用したいけれども供給が間に合っていないとか、そういうところが出てくるようなアンケート調査でないといけないんじゃないのかなと思っています。少しずれましたけれども。

【会長】 24 番からお話をしていきますが、利用意向のところでご意見ですと、「利用はしたいけれどもできてない」みたいなのを入れたほうがいいんじゃないかと、利用不足みたいなそんなご意見かなと思いますけれども、この点どうですか。

【事務局】 そういうことも含めて、利用したいというご意見で取ろうというところがございます。あまり細かくそこまでは見ていないというのは確かです。ただ、選択肢を分けていくと、それに合った人というか、それが分かる人と意図が今度は分かりにくくなったりすることも想定されるので、できればこういったところはシンプルにいきいたいということで、「利用したい」「したくない」「分からない」ぐらいのところをやっているところです。ですので、「今後利用したい」というところで、利用できない人も含めて利用したい方は丸を付けていただければと考えています。

【会長】 こういう質問項目で前回やったんでしたっけ？ これまではどうでしたか。

【事務局】 だいぶ聞き方が違うみたいで、以前は「役に立ったかどうか」というのを聞いて、ちょっと曖昧じゃないかなというのがあって変えているのですが。あと、「今は利用していないが利用したいと思う」というような設問はありました。

【会長】 ということは、調査の度に少しずつ変えてもいいということですね。

【事務局】 あまり変えないほうがいいんですけども、答えやすいようにということいろいろ工夫したりはしているところです。

【会長】 今のご指摘は案外大事かなという気がしますので、委員の皆さんのご意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

【委員】 今、事務局がおっしゃいましたように、今現在はどういう問いでしょう？

【事務局】 はい。

【委員】 ですね。私どもも障がい当事者なんですけれども、身体の方なんですけど、これについてよく話す機会もあるんですけど、今はまだまだ元気で頑張っといういろいろな、例えば補装具にしても、まだまだ自分の足で歩いているので利用したくないという話をちらほら聞く場合もある。これは身体の方なんですけれども。そういう問いかけかなと私は理解しているんですけども、いかがでございましょうか。

【会長】 委員から出たのは、多分、今後利用したいという中に、今利用できるサービスが不足しているというニュアンスがどれくらいあるかということを含めたいと、そういうところかなという気が僕はします。それは案外大事な点で、ここの調査でどこにも出ていないので、もし入れられたらいいかなということをおもうのですが、今後利用したいという中に含まれることは含まれますね。含まれるけど、不足しているかどうかはさらに問うみたいなのニュアンスにもなっているかなという気がしますね。

【委員】 一括りになっているみたいですね。今後利用したいというところで。

【会長】 今後利用したいというところですけど、不足していると考えるかどうかというような、そんな設問ってありましたっけ、竹森さん。

【事務局】 そういった更問は今回作っていません。

【会長】 どなたか良い知恵を出してもらったらありがたいですね。

【委員】 私は障がい当事者ですけど、サービスはほとんど受けられない立場なんです、4級ぐらいで。ですからこの設問を見て私が回答するとしたら、「したことがある」は「したことはない」、そして「今後利用したいか」はできないわけですから、「したくない」ではなくて「利用できない」という答えのほうが私は書きやすいなと思います。

【会長】 なるほど。分かりました。どうぞ、委員。

【委員】 「利用したくない」という目的、どういうことを想定して質問をしていらっしゃるかということが一番、先ほど副会長がちょっとおっしゃったけど。具体的に言うと、例えばどういう方が「利用したくない」という部分に丸をしたらいいのかなと思うんですけど。問うてる意味がよく分からない。

【会長】 「利用したくない」というんですから、サービスに不満があるみたいな感じが1つあると思いますけれども、別の答え方で「利用したくてもできない」ような、等級が当たらないということもありますよね。ですからいろんな状況を利用意向の中にうまく組み込むとすると、「分からない」「利用したくない」「今後利用したい」だとちょっと少なすぎる感じは確かにありますね、これは。

これは実際に障がいをお持ちで、こういうサービスを利用している方のご意見が大事かなと思います。それに合わせて、一番回答しやすく、障がいを持たれている方の意向を汲み取りやすい回答がいいですね。

どうぞ。

【委員】 どっちかという、「必要がない」というケースはあるのかなと。例えば、家族

と同居しているから緊急通報システムは必要ないとか。「利用したくない」は「必要ない」とはちょっと意味が違いますよね。そういう感じなのかなと思ったんですけど。

もしくはさっき委員が言ったように対象外なのか、どっちかなのかなど。利用したくないというのは、ちょっと言い方が違うような気はしますけど。

【会長】 事務局、回答をお願いします。

【事務局】 「利用したい」に対して「利用したくない」と単純に反応している可能性があります。その中にいろんなものが入っているので、それを1つずつ出していくのかどうかということと、利用したいというところが大事な要素でもあるので、そこは「今後利用したい」という形で、「利用したくない」のところは「今後利用しない」とか少しニュートラルな、いろんなことが含まれる表現に変えるような形ではどうかと思いますが、いかがですかね。

【会長】 なかなか難しいですね。国語が得意などなたか。

「利用したくない」って、あまりいい表現じゃないですね。それは確かに思います。「利用したくない」という表現と「今後利用したい」という中に、不足があるということはどう抽出するか、そこがちょっとまだ残っていますね。

今すぐご意見が出なければ、ちょっとこれは課題だと。今後利用したいというのは、不足についてどうやって取り入れるかということと、利用したくないという表現そのものがあまり良くないんじゃないかということがありますので、この2点はちょっと課題で脇に置かせてください。

そして問 25 に関して、こういう設問を置いていいかどうかということについてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

市のほうではどういう意向でこれを置いて、どういう情報を得たいという意図があるんでしょうか。問 25 です。

【事務局】 それぞれのサービスの利用量、それから今後サービスをどう設定するかというのが計画の中で出てくるわけですが、その中で皆さんの意向として拡大の傾向にある部分、利用対象を広げてほしいとか拡大とかいうのがあれば、それはやはり拡大する方向だろうということもあるので、その辺の意向は施策的な部分であるんですけども、確認をしておいたほうがいいのかなどというのがここの意図かなと思います。

【会長】 その点は委員のほうで指摘があった、不足がどこかということをごここで明らかにしたいということと考えていいですかね。

【事務局】 それにつながるだろうと思います。

【会長】 そしたらこの設問の仕方を、委員から出たような「利用したくてもできない」みたいな、そういうところがうまく汲み取れるように少し工夫していただいたらいいんじゃないかなと思います。

今後利用したいというところに丸を付けて、もし不足している部分とかそういうことを強く感じておられたら、25-1 のところで希望を引き上げられるような、そういう形にさせていただいたらいいんじゃないかと思います。委員、それでいいですかね。

そしたら、委員どうぞ。

【委員】 先ほどの問 24 の利用意向、それと今の問 25 の今後の対象拡大ということが、どこがねらいなのかがちょっとぼけているので、委員の意見を入れれば、問 24 では利用

意向は聞かずに、不足していれば 25 で、より今後の成長なり発展なり、利用拡大を組み込みたいと絞って聞くように、24 と 25 を中途半端にせずそれぞれ明確にして聞いたらよろしいんじゃないかと思います。

【会長】 24 番にはいろんな項目がございますので、やはりここで利用意向をそれぞれの項目について確認する必要が僕はあると思います。ただ、その中でどこが不足しているかをお感じになっているところを 25-1 で番号を選んでいただくことで、ほぼ希望を抽出できるのではないかなという感じはいたしますが、いかがでしょうか。

事務局、どうでしょう、そのあたりは。

【事務局】 問 25 で「今、利用対象・範囲の拡大などを図るべきと思うものがあるか」のところに、不足しているという意味をはっきり書いた形で選んでいただけたらクリアに出るかなとは思っています。

【会長】 よろしいでしょうか。大体そういう方向で、この点は。それでは、そこはそうさせていただきます。

あと、利用したくないという文言がちょっとまだ問題として残ってますので、ここはある程度シンプルな回答です。あまり複雑に文言を入れるわけにはいきませんから、「利用したくない」それと「利用できない」みたいな感じが先ほど出ましたけれども、そのような文言かなと思いますけど、「したくない」を少し変えましょうか。本当にしたくないという方もおられるかもしれませんけど。

委員、どうぞ。

【委員】 遅れまして申し訳ありませんでした。

「利用したくない」という項目が心配というか、先ほど委員がおっしゃっていますように、利用できないという方もここに付けたりされるということも考えられますし、自立意識の非常に高い方はこんなもの自分には必要ないという形で付けられる方もいらっしゃるかもしれない。そういう中で、利用したくないという意見が多かったからこのサービスは必要ないんじゃないかという議論にされるのが、非常に怖いなというふうに思っています。利用したくないという項目が必要なのかなというのも 1 つ疑問に感じるころではあります。

むしろ、「すぐにでも利用したい」あるいは「今後利用できれば利用したい」という形も、「分からない」という形ではどうなのかなというふうに思います。意見として。

【会長】 分かりました。利用できない側の丸印もないとちょっと困るんじゃないかなという気が個人的にはしますけど。

竹森さん、どうですかね、そのあたりの。

【事務局】 確かに、利用できないとかそういう部分が出てこないのは気になりますね。何で書いていないのかというのが、どう整理したらいいのか。

もしかして一番イメージが近いのは、「利用したい」と「今後利用する予定はない」とかそのくらいが、スパッと分けるとしたら一番シンプルなのもかもしれないという気はしますね。ただ、委員が言われるように、利用しないことをあえて聞く必要があるのかどうかというのはもしかしたらあるかもしれないですね。

【委員】 ちょっとよろしいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 事務局が先ほど、皆さんに利用してほしいというのが大きな目的ですとおっしゃったんですが、だから利用意向のところ「今後利用したい」と「今は利用していない」という項目、「利用しない」じゃなくて「今は利用していない」と、「分からない」というふうには括ったらいかがかなと思うんですけど。「今後は利用したいけど今は利用していない」と、「利用しない」じゃなくて。そうすると対象になっていない方も、我々だってそうなんですけど、いろいろ利用したいんですけど今は利用しなくてもいい項目もあるし、そういう形はどうかと思うんですけどいかがでしょう。

【会長】 そうすると、今利用していないけど今後利用したいで、両方丸になっちゃいますよね。

【委員】 ああ、そうか。

【会長】 それはどうかという感じはしますけどね。

【委員】 今は利用していないというのは、確かにそうですね。

【会長】 ちょっと行政のほうで良い言葉を考えてもらいたいですね。
どうぞ。

【委員】 すみません、何度も。利用意向を聞くのはおそらく今後のサービスの伸び量とかなを見たいわけなので、先ほど委員から、「ぜひ利用したい」と利用意向の程度を聞いたらどうなんでしょう。「利用したくない」というよりは「積極的によく利用したい」とか、「普通に利用したい」「将来的に利用したい」みたいな感じで、利用したい程度を聞くような質問に変えたらどうでしょう。

【会長】 それも1つのアイデアですね。いかがでしょうか。

ちょっと悩ましいところですね。どなたかほかの委員の方でご意見ありますか。どうぞ、。

【委員】 先ほどの付け加えです。本当に困ってる家族や、当事者にも家族はあるんですけども、利用したいけれども利用できるような事業所もしくは人手がないことによって、サービスを利用できないというところが切羽詰まった切実な要望としてあって、今後そういう人材それから事業所を何とか盛り立てるなりしていただかないと、障がい者のほうも家族も含めて、とても困っている分野は一体どこなのかということもちょっと浮き彫りにしていただきたいなと思います。

聞くなれば、本当にどこが需要に対して不足しているのか、実態に対して、そういう意見が反映できるようなものであれば。今切羽詰まって本当に必要なんだけど利用できないというところがですね。すみません。

【会長】 よく分かります。そのあたり、どこかというのはやはり 25-1 でピックアップするのがいいんじゃないかなと思うんです。

「利用したくない」あるいは「利用できない」というのは、例えば①の居宅介護を「利用できない」という言い方をしているのか。利用できないというのは等級が足りないみたいなことになるんですかね、利用できない理由としては。そこらにもよると思いますけれども、なぜ利用できないかということですね。

【事務局】 利用できない理由は要件に該当しないということで、例えば単身では利用できないきまりがあったり、障がいの程度によって利用できないことがあったり、あるいはその人の社会的というか生活上の問題で利用できないこともあるかもしれないし、実はいろいろあってその分析は難しいところではあるんですよ。

【会長】 「利用する必要がない」という、そういうまとめでいいですかね。それだとちょっとまずいでしょうか。「利用する予定がない」と。利用したいというのは、ぜひ利用したいということだと思うんですよね、おそらく。

どうぞ。

【委員】 この中で、例えば就労系でいうと、A型とかB型の方は日中活動をここに行かれているということで、自立訓練の生活介護というのは行かないケースが多いのかなと。そうなっているんで、ここでB型に行っている方が今後利用したいというふうに生活介護に丸を付けることは、あり得ないわけではないけど、多分ないんじゃないかと、制度上ですけど。

また、利用したくないというのが必要かどうかという、25-1に自由記述で書けるので、サービス量を問いたいのかもしれないというところで、「利用したい」だけでも、あとは分からないでいいのかなと。利用したくないという項目は要らないのかなと。そのほうが書きやすいかもしれないという気はちょっとしたんですけど。

【会長】 という意見もありますけど、「利用する必要がない」くらいでどうですかね、今は。

今言われたのは確かにそうだと思います。障がいの程度、今受けているサービスによって、このサービスはもう必要ないということは確かにあると思いました。ですから、今あまり必要がないサービスと必要があるサービス、ぜひほしいサービスというのは障がいの程度によって、あるいは区分によって随分違うと思いますから。

最終的には障がいの状況によってどのくらいの必要性がどこにあるかというのを調べられるんじゃないかと思いますので、「今は必要がない」みたいなことでいいんじゃないかなと思うんですけど。「したくない」とかいうよりも。

【委員】 そうですね。

【会長】 それくらいでいいでしょうか。

【委員】 例えば「今後も利用したい」「今後は利用したい」「必要ない」という感じでもいいのかも。

【会長】 大体そのあたりで僕もいいと思います。ぜひ利用したいという感じが出るのと、今のところ私の障がいの程度では必要ないと、そのくらいでどうですかね。

【委員】 すみません。

【会長】 どうぞ。

【委員】 そもそも話なんですけど、障がい当事者が利用したいと思えば、付けていいわけですよね。区分がどうだから、使えないから付けないとか、そういうことではないんだと思います。だからいいんですよ。就労系に今行きよるから生活介護は使えんとかいうことではなくて、将来は使いたいと思う人がおったら、使うていいと思います。使える区分になればですけどね、結果的には。でも、そういう要望があるというのを汲み取りたいと思いますので。

それと、今さっき会長が言われたものでいいんじゃないかと、今は。

【会長】 じゃあ、「ぜひ利用したい」と「今のところ必要ない」くらいでさせていただきますと思いますので、どうもありがとうございました。

それと委員から26番、27番でご質問がありましたので、ちょっとそこを詰めたと思

います。ちょっと私もよく覚えていないので、もう1回おっしゃっていただいていた方がいいですか。具体的にどういうことを27番でお聞きしたいか。

【委員】 27番の質問のところに「昼間の介護を頼める人がいること」とか「夜間の介護を頼める人がいること」という項目がありますよね、27番の1番から4番ぐらいにかけて。これはサービスでその前に居宅介護みたいなところを尋ねて、24番でありますので、ここにまたちょっと重なるような質問というのは、サービス以外のことを求めているんですか。再度ここにあるので。

【会長】 サービス以外のことまで含めているのかという。

【委員】 サービス以外のことを求めているのか。

【会長】 事務局、どうですか。

【事務局】 ここは上のところを見ていただいたら、「今後の暮らし方についてお尋ねします」として、「自宅や地域で生活するためには」というところで、サービスに限って聞いてるわけじゃなくて、地域で自宅で生活するにはどんなことが必要かというのを聞いています。もちろんサービスが必要だということも含めますけれども、そうではなくて、とにかくそこで暮らすためにはどうかということを知って、その状況を把握して、そうするとサービスが必要か、あるいはほかのことが必要かというところの基本的な資料になるのかなと思いますので、サービスに限ることではないです。

【会長】 回答される人それぞれで随分違うでしょうから、サービス以外のことも含めて汲み取りたいということですね。よろしいでしょうか。

ほかにどなたか、ほかの項目で。どうぞ。

【委員】 事務局に質問ですが、例えば問4のところで、僕は一体どれにあてはまるんでしょうか。と言うのも、僕は全身性障がいなので「主な部位」と「重複する部位」というのはちょっと分かりづらいのと、答えにくいなとちょっと思いました。どうですかね。主な部位、重複する部位というのはちょっと考えにくい。上肢も下肢も体幹もだから、どちらかというとなんて全身性なんですよ。「主な」という書き方をするとちょっと分かりづらい。逆に、「肢体不自由（全身性）」というものがあってもいいのかなと思ったんですけど、どうでしょうかね。

【会長】 事務局、どうですかね。

【事務局】 おそらくそれはそれぞれの方の思いの部分もあって、「主な障がい」と「重複する障がい」というところだと思うんですけど、確かにそうじゃないという状況もありますよね。確かに「全身性の障がい」というのがあった方がいいですね。

ただ、それで答えられて、どこどこに障がいがあるか分からなくなる場合、いわゆる全身性障がいという方と、それからいろいろ障がいがあってそれを全身の障がいがあるんだと捉えられると。

【委員】 別に内部障がいとか何やらは残していいと思うし、肢体不自由の中でも上肢、下肢と分かれてもいいと思うので、それに「肢体不自由（全身性）」というのがもう1項目あってもいいんじゃないかと。

【事務局】 そうですね。肢体不自由としての全身性というのがあるといいということですね。よく分かりました。

【会長】 全身性というのは、本当の全身性の場合と、首から上は問題ないという人もお

られるので、これは少し難しい問題があるんです。筋萎縮性側索硬化症みたいな全く動かないタイプの障がいの方とそうではないタイプがありますので。

【委員】 一般論でいうと、僕らの病気や脳性まひとかは全身性とよく言いますね。

【会長】 肢体不自由の中に、全身性、上肢、下肢、体幹等というふうな感じであろうと思います。そこは竹森さんの方で工夫していただいて、全身性をどこかに入れればよろしいかと思います。

【委員】 あと 1 点なんですけど、前回出席してないので分からない部分もあるんですけど、例えば療育手帳を持っている人、身体障がい手帳を持っている人みたいなのを最初に聞いてますけど、その次に聞いているのは身体障がい手帳を持っている人でどこの部位に障がいがあるかという聞き方をしております。今、重複障がいの中でも、どっちか手帳を 1 つ持っておけばサービスは受けられるから問題ないということで、昔と違ってあえて両方取っている人というのは少なくなってると思うんです。

そういった中で重複障がい等の把握というか、以前、福岡県が実態調査したときも、重複障がい児・者の実態調査という、結局両方の手帳取得者という対象でやっているの、実態とはちょっと違うと思うんです。そこら辺はせつかくこういった調査をするのであれば、もうちょっとそこら辺の工夫の余地がないのかなと思ったんですけど。以上です。

【会長】 福岡市のほうでいかがでしょうか、この辺りは。

【事務局】 確かにその問題があるんです。実際ここで答えられた方も、そこを厳密に答えている方とそうでない方もいらっしゃるけど、手帳を持ってないけれどもここに「障がいがある」と付けられている方もいるかもしれないというような部分ではあるんです。療育手帳を持ってないけれども知的障がいがあるという方は、「療育手帳を持っていない」に付けられるんです。そこら辺は統計の処理のときに実は難しいんです、評価の仕方が。今のところは、手帳を持って、その情報の下でどういう状況かというのを聞くところでの整理でさせていただいているのが現状かと思います。

【委員】 どの程度正確に答えてもらえるかという問題はあるとは思いますが、例えば問 4-2 のところでそういったような、これは結局体の部位だけで、しかも重複ということで聞いているんですけど、重複と障がいという意味においては、さっき言ったように知的障がいの部分であったり精神障がいというところであったり、何かそういったような感じじゃだめなんですか。ほかに何かありますかみたいな、それでは難しいですか。

【会長】 事務局、どうですか。ここのは手帳にこだわるかどうかという感じも少しあるかと思いますが。例えば問 4-1 は主な障がいですから、手帳をお持ちで手帳に記載のことでいいと思うんですけども、重複する障がいは必ずしも手帳でなくてもいいような気もしますけど。4-1 と 4-2 をうまく分けて、手帳の聞き方を工夫したらどうでしょうか。

【事務局】 確かに、4-1 は連動していいんですけども、4-2 は手帳を持っている方に限って聞かなくてもいいような気がしますが。そこに知的障がいとか精神障がいとかも入れておくと、手帳を持ってないけどという方も拾える可能性があります。

【委員】 今までよりもデータとしていろいろ出てくるんじゃないかなと。

【会長】 そこは問 4-2 のほうを少し工夫していただくことでよろしくをお願いします。

ほかにございませんでしょうか。委員、どうぞ。

【委員】 この質問、意見には直接関係ないですが、アンケート調査の⑨の 15 ページになるんですけれども、「施設・事業者用調査」という部分です。

新聞紙上とかマスコミで出た津久井やまゆり園の事件の件なんですけれども、昨日も私は警察本部の方とお話をしたんです。今まで私どもは、ほかの施設はどうか分かりませんが、施設を運営していく中で、意識としては防災に対する意識はこの前の熊本・大分の地震とか含めて、防災に対しては対応しなければならないという意識は非常に強かったんですけれども、防犯という部分の意識がある意味欠落していたのかなというのが昨日警察と話し合った中で非常に強く意識を、こちらの認識を求められたところなんです。

障がい者の生活は地域にという大きな流れの中で、その地域の中でやっている事業所、我々も障がい者はある意味楽観的に性善説みたいな形も感じてまして、障がい者の施設に対しては何もそういうアクションはないという、ある意味楽観的な立場で事業運営をしている部分があったんです。今回の事件とか見たら、今回の事件は非常に特別な事件だという位置づけもありますが、それはそれとして、施設サービスを提供する上で課題を感じることで、この選択肢の中に例えば防災上、あるいは防犯上の何かそういうものを1つ選択肢として入れていかなくはないんじゃないかと。

昨日の話し合いの中でも「防犯カメラを付けたらどうですか」「一番金がかからないのは刺股です」とかいろんなアドバイスが警察の方からあったんですけれども、そういうことを含めて、ほとんどの事業所は課題ということ、防犯上の対応を課題とするのはある意味では絶好のチャンスなので、事件の関係者には申し訳ないんですが、意識を変えるという意味では絶好のチャンスなので、できれば選択肢の中にどこかに防災または防犯上の対応という何かそういうものを入れていただけないかと。その中で福岡市の中の障がい者施設が抱えている、感じているものが出てくるのではないかと、それが次の対応につながっていくのではないかと考えてます。ご検討いただければと。

【会長】 どうでしょう。良いご意見だと思いますけれども。

【事務局】 障がい者部長です。施設の関係も今回の事件を受けて、まず国のほうからもいろいろ指導というか考え方が示されていると聞いておりますし、県のほうでも入所施設の関係の会議を立ち上げるというふうに聞いております。福岡市としましても、そこにしっかり連携というか、内容を聞きまして不十分な部分があれば、市独自のことも対応していかないといけないというふうに考えておりますので、そういった対応は今後しっかりやっていきたいと思っております。

それとアンケートの防災あるいは防犯といったところは確かに抜けている部分がございますので、中身を確認しまして適切な部分に入れさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

【会長】 とても大事な点だと思います。ただ、防災と防犯はだいぶ質が違いますから、項目としては分けた方がよろしいかという感じがします。

ほかにどなたかございませんでしょうか。そしたらお二人の委員どうぞ。

【委員】 前日も意見として述べさせてもらった情報保障について、今回少し手を入れていただいたんですが、最初にお願いのところで見通しがつきやすいように全部の質問数を入れてもらったことと、最後に「記入にあたってご不明な点がある方やお困りの方はご遠慮なくお問い合わせください」と、これだとまだ弱いというか。障害者差別解消法が施行

されて、なるべく本人がアンケートに回答することに必要な支援があればというのに対して、合理的な配慮は行政としても公的義務なので、もう少し何か「必要な支援がある方は」とか「希望する支援がありましたら」みたいな、情報保障も福岡市の保健福祉としてちゃんとやっていきますみたいなことが明確になるような一文があると、さらにモチベーションが上がって回答率も良くなるのではないかと思います。

それから調査に関するお問い合わせ先ということで、電話とファックスしかありませんが、Eメールも情報コミュニケーションではよく使われますので、ぜひEメールも入れていただくといいかと思います。以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。事務局、どうですか。

【事務局】 どっちも前向きに検討させていただきたいと思います。

【会長】 そしたら委員、どうぞ。

【委員】 アンケート調査の身体、知的障がい者用やそれぞれがあるんですけど、例えば身体障がい児用となると保護者も非常に若い方も多くなってくるんじゃないかと思います。そのときに障がい福祉計画というのは一体何でしょうと、初めて耳にするとか目にするという方もいらっしゃるのではないかと。

そしてこのアンケート調査に答えることが、自分たちにとってどのようなことになるのかというのが想定がつきにくくて初めてアンケートをする方もいらっしゃると思うので、一言でもいいので、例えば高齢者や障がい者が誰もが地域で安心して生き生きと生活していくための指針となる計画を立てるための何かが必要だとか、このアンケート調査をすることによってそういう計画を立てていくとか、何なのかということが一言でも分かるようなものであればアンケート調査に協力していこうと思うんですけども。どこにもそういうことはなく、ただ福祉計画をという言葉だけが1枚目のページにあるので、福岡市がどんなものを目指すためにこの計画があるんだとか、福祉計画の中には厚い冊子の中に最初に理念とかこういう方向性で福岡市は進もうとしているという言葉がたくさんありますけど、このアンケート調査の中にはどこにもそういうのが理念も何もないまま、する側にとっては一体何なのということになるのではないかと。

福祉関係者でご存知の方は、福祉計画のためにするんだなということが分かるんだと思うんですけども、どうでしょうか。

【会長】 事務局、どうですか。

【事務局】 例えば資料2の③表紙のところの一番最初のところ、ここに計画のことを書いてはいるんですが、確かに要点だけで非常にさっぱりして理念的なものが入ってないような気がします。そこはちょっと補いたいと思います。

【会長】 補った方がいいと思います。よろしくお願いします。

他にございますでしょうか。委員、どうぞ。

【委員】 ⑨の事業所用なんですけど、最後の15、16ページ、事業所用の調査は設問が3つなんですけど、昨年に報酬改定が行われて、特に通所施設の運営が非常に厳しくなっているとところがいろんなところに影響してくると思っているんですけども、その他で括弧で自由書きなら書けるんですけども、どのくらい調査されてどういう状況であられるのかというところが今把握されているのか。

【会長】 いかがでしょうか、事務局。

【事務局】 もう一度、よく分からなかったの。

【委員】 数年前に通所施設の利用者定員が 30 人だったとして、そのときと昨年 1 年間の 30 人の収入は実際どうだったのかというところとかは把握しているのかと。

【事務局】 施設のデータとして今ちょっとございませんけれども、それは把握をしているということでございます。

【委員】 実際に収入が上がったのか下がったのか。基本的に施設を運営していく上では、職員の定期昇給もずっとしていくわけで、消費税も支払う税も上がればそれだけ支出も増えていくわけですし、工賃のためにいろんな事業をやっているところは売上を上げれば上げるほど消費税の対象になってきますから、それも払っていかなくてはなりませんし、その利益は工賃しか出せませんので施設運営のほうには持っていけないというところで、非常に厳しい時代に入っているとと思っています。

10%に上げることを消費者は良いかもしれませんが、福祉という目的税とっていいほうの増税だったはずなんですけれども、据え置きということは、来年からだったのが 2 年据え置きということは、3 年据え置きということで非常に危惧しているところなんです。人材も非常に難しくなってきた中で、集めてもなかなか来ないということ。そうすると非正規だったら時給単価をぐっとあげる、基本給も上げていく、基本給を 1 人上げればそれに連動して従来の職員も上げていかなくてはならないという状況の中に、報酬単価を下げたという状況なんです。これを大きく問題視して国に提言していくなら、やはり地方都市からでも言っていないといけないんじゃないかと思ってるところです。

【会長】 問 10 に事業運営上の課題を自由記載するところがございますので、そちらのほうで書いていただければよろしいんじゃないかと思いますが、これでは不足でしょうか。

【委員】 大丈夫です。

【会長】 そういうことでさせていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

(発言者なし)

【会長】 だいたいご意見が出尽くしたかと思いますが、この 2 回でずいぶんいろいろなご意見をいただきまして、アンケート調査が非常に内容的に良くなったと思いますし、これまでで一番充実した調査ができるんじゃないかと思います。どうもありがとうございました。一部、文言の修正とかが若干ございますけど、それは会長の方に一任させていただきたいと思います。どうぞご了解いただけますよう、よろしくお願いします。

それではスケジュールの説明をお願いします。

【事務局】 それでは平成 28 年度の専門分科会のスケジュール案ということで、資料 3、A3 の 1 枚ものがございますのでそれをご覧いただければと思います。

前回、会議で局長から挨拶でも触れましたけれども、今年度は障がいと理由とする差別の解消を目的とする条例の検討に着手するというにしておきまして、本専門分科会でご審議をお願いしたいというふうに思っております。その関係で、本専門分科会のスケジュールにつきまして今年 4 月にいっぺんお示したんですけども、変更がございますのでご説明をいたします。

資料の左側のスケジュール表で左から3列目、上のほうに「条例」と書いているんですけども、そこを縦に見ていただくと条例づくりの工程が入っています。7月のところに「諮問」とございまして、先日、7月27日に福岡市から保健福祉審議会のほうへこの件についての諮問を行っております。当日は会長にご臨席いただきました上で、荒瀬副市長から石田保健福祉審議会会長に諮問書を手渡しいたしましたしております。これを受けまして、当専門分科会第4回会議を10月ごろに開催させていただきますまして、ここで条例骨子案のご報告をいたしまして、ご意見をお伺いしたいと考えております。

それから来年2月ごろに第6回の会議を開催いたしまして、パブリックコメント実施前の原案の審議をお願いしたいと考えております。その後は春ごろにパブリックコメントを実施いたしまして、来年の6月に29年度の第1回専門分科会を開催させていただいて、最終の答申案のご審議をお願いしたいと考えております。

条例につきましては、その後の9月に市議会に上程、そして平成30年4月の条例施行を目指したいというスケジュールでございます。なお、具体的な条例案の作成、その作業につきましては、障がい当事者や企業、市民、学識経験者等からなる検討会議を別に設置いたしまして、そこで議論いただきまして、その議論をもとに市のほうで案を作りまして、当専門分科会に段階ごとにお諮りしたいというふうに考えております。

以上の通りでございまして、当専門分科会の次回開催は当初は12月ごろに実態調査の実施後の中間報告と計画の進捗状況を議題として予定しておりましたけれども、その前の10月ごろに条例の関係で開催したいということでございます。回数の方も4回から6回に増えることとなりますけれども、どうぞご理解のほどをよろしく願いいたします。説明は以上でございます。

【会長】 今、スケジュールの変更についてご説明がございましたけれども、何かご質問とかございますでしょうか。

(発言者なし)

【会長】 今年度は条例に関する諮問がございましたので、その答申に向けて委員の方々にはいろいろとご意見を伺うことになると思います。お忙しいところ恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日の議事はこれで終了いたしますので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 委員の皆さま、お疲れさまでございました。貴重なご意見をいただきました。一部修正のほうを事務局で検討させていただきますまして、最終的に調査票の案を確定させていただきますたいと思います。そうしまして実態調査を進めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、第3回福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。